

第 7 期伊達市分別収集計画

平成 25 年 6 月 14 日

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、行動していくことが重要です。

本市の廃棄物処理については、ダイオキシン類問題を背景に、平成 9 年に国が策定した「ごみ処理に係るダイオキシン類の排出防止ガイドライン」において、ごみの燃焼処理に際しては、日処理量 100 トン以上の大型施設にて安定的に 24 時間連続運転、さらに高度な排ガス対策や灰の熔融処理を求めていることから、北海道の「ごみ処理の広域化計画」に基づき、平成 12 年に西胆振 7 市町村（室蘭市、伊達市、虻田町、豊浦町、壮瞥町、洞爺村、大滝村）で構成する「西いぶり廃棄物処理広域連合」を設立し、廃棄物については平成 14 年 12 月、再生資源物については平成 16 年 4 月から広域処理に移行されております。

こうした状況を踏まえ、本計画書は容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第 8 条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、中間処理或いは最終処分量の削減を図ることを目的に、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- ・自然環境に恵まれた地域の特性を活かした資源循環型の社会づくりを進めます。
- ・全ての関係者が一体となったごみの排出抑制の取り組みを進めます。
- ・市民総参加のもとにごみ減量化とリサイクル運動の推進を積極的に進めます。
- ・環境負荷の低減を考える必要性から各年代層にあった環境教育の充実を図ります。

3. 計画の期間

本計画は 3 年ごとに 5 ヶ年間の計画を策定するものであり、第 7 期伊達市分別収集計画は平成 26 年 4 月を始期とする 5 ヶ年間の計画とします。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトルを対象とします。

また、その他の再生資源物として、生きびん、新聞・チラシ、雑誌等の古紙についても本計画の対象品目とします。

なお、これら対象物は「ごみ」ではないことから、「再生資源物」と呼ぶこととします。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
容器包装廃棄物	2,119t	2,116t	2,111t	2,109t	2,103t

（内 訳）

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
主としてスチール製の容器	39t	39t	39t	39t	38t
主としてアルミ製の容器	43t	43t	43t	43t	42t
無色のガラス製容器	116t	116t	115t	115t	114t
茶色のガラス製容器	119t	118t	118t	117t	117t
その他の色のガラス製容器	63t	63t	62t	62t	62t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミが利用されているものを除く。）	6t	6t	6t	6t	6t
主として段ボール製の容器	376t	374t	372t	371t	369t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	452t	452t	452t	452t	452t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	106t	106t	105t	105t	104t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	799t	799t	799t	799t	799t

（その他の再生資源物）

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
生きびん	8t	8t	8t	8t	8t
新聞・チラシ	740t	737t	734t	731t	728t
雑誌等の古紙	247t	246t	245t	244t	243t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、市民、事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら下記の方策を実施します。

（1）教育、啓発活動の充実

①廃棄物に関する意識の高揚

施設見学会などあらゆる機会を通し、市民、事業者に対し、ごみ排出量の増大、ごみ処理経費の急増等、ごみ処理の厳しい状況について情報を提供し、リサイクル推進の必要性などの認識を高めます。

②学習の場の提供

学校における副読本等を活用した教育を始めとし、小中学校を対象とした「出前講座」、「こどもエコクラブ」や「だて市民カレッジ」など環境教育活動の充実を図ります。

③その他の啓発活動

市の広報紙（広報だて）を活用し、廃棄物の特集を組むなど、市民に対してPRを積極的に行うとともに、ホームページやケーブルテレビ（大滝地区）を活用し、情報の提供の拡充を図ります。

（2）容器包装の抑制や買い物袋持参運動の徹底

①過剰包装の抑制に対する業者への要請

包装の抑制は、家庭から出る廃棄物の減少につながる大きな要因であり、レジ袋等の小売包装の有料化など、消費者が包装材を受け取らなくてもよいサービスの提供について協力要請していきます。

平成20年7月に室蘭市・登別市・伊達市の三市広域連携によりレジ袋の削減に関する協定を市内大型食料品店と締結し、平成20年10月ですべての店舗で有料化実施。

②過剰包装抑制に対する市民への抑制

過剰包装や使い捨て商品など、消費した段階でごみとして排出されないように、買い物袋持参運動や使い捨て容器の使用抑制運動の推進を図ります。

（3）再生品の積極的な利用の促進

リサイクル意識の高まりの中で、再生利用がなかなか進まない現状にあることから、下記の施策を通して、市民による再生品の需要拡大を図ります。

①再生品利用拡大の推進及びエコ商品の推奨

②リターナブル運動の推進

③フリーマーケットやリサイクルショップの拡充

（4）ごみ処理手数料

「再生資源物」は、「ごみ」ではないことからごみ処理手数料を徴収しないこととします。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集

に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残存量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、市が有する収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分						
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶						
主として ガラス製の容器 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: none;">┌───</td> <td style="border: none;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">├───</td> <td style="border: none;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">└───</td> <td style="border: none;">その他の色のガラス製容器</td> </tr> </table>	┌───	無色のガラス製容器	├───	茶色のガラス製容器	└───	その他の色のガラス製容器	ガラスびん
┌───	無色のガラス製容器						
├───	茶色のガラス製容器						
└───	その他の色のガラス製容器						
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック						
主として段ボール製の容器	段ボール						
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装						
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル						

（その他の再生資源物に係る分別の区分）

分別収集する再生資源物の種類	収集に係る分別の区分
生きびん	生きびん
新聞・チラシ	新聞・チラシ
雑誌等の古紙	雑誌

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器

包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

区 分	26 年度		27 年度		28 年度		29 年度		30 年度	
主としてスチール製の容器	39t		39t		38t		38t		38t	
主としてアルミ製の容器	43t		42t		42t		42t		42t	
無色のガラス製容器	(合計) 112t		(合計) 111t		(合計) 111t		(合計) 110t		(合計) 110t	
	(引渡額) 112t	(独自処理額) t	(引渡額) 111t	(独自処理額) t	(引渡額) 111t	(独自処理額) t	(引渡額) 110t	(独自処理額) t	(引渡額) 110	(独自処理額) t
茶色のガラス製容器	(合計) 115t		(合計) 114t		(合計) 114t		(合計) 113t		(合計) 113t	
	(引渡額) 115t	(独自処理額) t	(引渡額) 114t	(独自処理額) t	(引渡額) 114t	(独自処理額) t	(引渡額) 113t	(独自処理額) t	(引渡額) 113t	(独自処理額) t
その他のガラス製容器	(合計) 61t		(合計) 60t		(合計) 60t		(合計) 60t		(合計) 60t	
	(引渡額) 61t	(独自処理額) t	(引渡額) 60t	(独自処理額) t	(引渡額) 60t	(独自処理額) t	(引渡額) 60t	(独自処理額) t	(引渡額) 60t	(独自処理額) t
主として紙製容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	6t		6t		6t		6t		6t	
主として段ボール製の容器	376t		374t		372t		371t		369t	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	448t		448t		448t		448t		448t	
	(引渡額) 448t	(独自処理額) t	(引渡額) 448t	(独自処理額) t	(引渡額) 448t	(独自処理額) t	(引渡額) 448t	(独自処理額) t	(引渡額) 448t	(独自処理額) t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 101t		(合計) 100t		(合計) 100t		(合計) 99t		(合計) 99t	
	(引渡額) 51t	(独自処理額) 50t	(引渡額) 50t	(独自処理額) 50t	(引渡額) 50t	(独自処理額) 50t	(引渡額) 50t	(独自処理額) 49t	(引渡額) 50t	(独自処理額) 49t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	(引渡額) t	(独自処理額) t	(引渡額) t	(独自処理額) t	(引渡額) t	(独自処理額) t	(引渡額) t	(独自処理額) t	(引渡額) t	(独自処理額) t
（うち白色トレイ）	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	(引渡額) t	(独自処理額) t	(引渡額) t	(独自処理額) t	(引渡額) t	(独自処理額) t	(引渡額) t	(独自処理額) t	(引渡額) t	(独自処理額) t

(その他の再生資源物)

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
生きびん	8t	8t	8t	8t	8t
新聞・チラシ	740t	737t	734t	731t	728t
雑誌等の古紙	247t	246t	245t	244t	243t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包

装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法は以下のとおりです。

直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

また、人口変動率は平成22年国勢調査における5年間の人口変動を基に、次のとおり設定した。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
36,045人 (対前年度比)	35,890人 (対前年度比)	35,735人 (対前年度比)	35,581人 (対前年度比)	35,428人 (対前年度比)
99.57%	99.57%	99.57%	99.57%	99.57%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行います。

なお、現在、自治会等による集団回収が進んでいる容器包装廃棄物については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとします。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
スチール	缶類	委託業者による 指定日回収	西いぶり広域連合 (リサイクルプラザ) ※大滝地区はストックヤードで一時保管	
アルミニウム				
無色ガラス	無色ガラス			
茶色ガラス	茶色ガラス			
その他ガラス	その他ガラス			
分別基準適合物等	紙パック	紙パック 段ボール	自治会等による 集団回収及び 紙類回収庫による回収	民間業者
	段ボール	段ボール	同上	
	その他の紙製容器	その他の紙製容器	自治会等による 集団回収	
	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による 指定日回収	西いぶり広域連合 (リサイクルプラザ) ※大滝地区はストックヤードで一時保管
その他再生資源	生きびん	生きびん	自治会等による 集団回収	民間業者
	新聞・チラシ	新聞・チラシ	自治会等による 集団回収及び 紙類回収庫による回収	
	その他の紙	雑誌・その他紙		

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶（スチール、アルミニウム）・びん（無色、茶色、その他）・ペットボトルについては、西いぶり広域連合で選別、圧縮、保管等を行います。

また、自治会等が実施している集団回収によるその他の再生資源物については、引き続きこれらの団体及び資源回収事業者が選別、圧縮、保管等を行います。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する再生資源物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール	缶類	【伊達地区】 箱形プラスチック コンテナ	2 t 平ボディ車	西いぶり 広域連合 (リサイクル プラザ)
アルミニウム				
無色ガラス	無色ガラス	【大滝地区】 リサイクルボックス (リサイクル専用ボッ クス型ごみステーシ ョン)		
茶色ガラス	茶色ガラス			
その他ガラス	その他ガラス			
ペットボトル	ペットボトル	【伊達地区】 網袋 【大滝地区】 リサイクルボックス (リサイクル専用ボッ クス型ごみステーシ ョン)		

分別収集に必要な施設計画

(その1)

伊達地区

施設の種類	対象とする容器包装 廃棄物の種類、量等	施設等の仕様（形状、 型式、能力、数量等） 及び整備計画	管理 主体 等	参考欄 (現有施設状況)
【排出段階】				
1. 排出容器				
①箱形プラスチックコンテナ	a 缶類 (スチール缶、アルミニウム缶分別 必要なし)	(仕様) 材質：合成樹脂 容量： ・缶～オレンジコンテナ ・有効内寸～ 613 mm×373 mm×295 mm	市	
	b びん類 (色分別の必要あり)	・びん～青コンテナ 480 mm×309 mm×257 mm 数量：収集ステーション 1ヶ所当たり 各1～5個		
②網 袋	c ペットボトル	(仕様) 材質：ポリエチレン単糸 容量：1.0m×1.0m 数量：収集ステーション 1ヶ所当たり 1～3袋	市	
2. 集積場所	a～c	既存のごみステーションを利用 ○収集ステーション数 783ヶ所	市	ステーションの維持管理は、自治会でおこなっている。

分別収集に必要な施設計画

(その1)

大滝地区

施設の種類	対象とする容器包装 廃棄物の種類、量等	施設等の仕様（形状、 型式、能力、数量等） 及び整備計画	管理 主体 等	参考欄 (現有施設状況)
【排出段階】				
1. 排出容器 リサイクルボックス (リサイクル専用 ボックス型ごみ ステーション)	a 缶類 (スチール缶、アルミ ニウム缶分別 必要なし) b びん類 (色分別の必要なし) c ペットボトル	(仕様) 材質：スチール製 容量：(有効内寸) 1,800mm×700mm×1,200mm 数量：ごみステーション 1ヶ所に1台	市	
2. 集積場所	a～c	既存のごみステーションを 利用 ○収集ステーション数 48ヶ所	市	ステーションの維持管理は、自治会でおこなっている。

分別収集に必要な施設計画

(その2)

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物の種類、量等	施設等の仕様（形状、型式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄（現有施設状況）
【運搬段階】				
1. 専用車両 ①資源回収用平ボディ車	a 缶類 b びん類 c ペットボトル	(仕様) 形式：最大積載量2t 数量：2台	委託業者	伊達地区 平成9年度から開始 大滝地区 平成12年度から開始
【中間処理段階】				
1. 再生施設 ①選別・圧縮設備	a 缶類 (スチール・アルミニウム缶分別) b びん類 (無色、茶色、その他の分別) c ペットボトル	(仕様) 主要機器：ベルトコンベア、磁選機、アルミ選別機、圧縮機 能力：3.5t/1日 (仕様) 主要機器：ベルトコンベア手選別機 能力：5.5t/1日 (仕様) 主要機器：ベルトコンベア手選別機、圧縮梱包機 能力：3.4t/1日	西いぶり 広域連合 西いぶり 広域連合 西いぶり 広域連合	平成16年度から開始 平成16年度から開始 平成16年度から開始
②ストックヤード	a 缶類 b びん類 c ペットボトル	(仕様) 形状：上屋付きストックヤード ストックスペース：25.6㎡ (仕様) 形状：上屋付きストックヤード ストックスペース：22.6㎡ (仕様) 形状：上屋付きストックヤード ストックスペース：43.7㎡		

1 1. その他再生資源物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画が実効あるものとするため、次の取り組みをすすめます。

(1) 集団回収の促進

自治会、子供会、老人クラブ等が実施する集団回収を促進するため、平成9年度から行っているリサイクル運動推進事業助成金制度を継続し事業の推進を図ります。

【平成24年度実績】

○対象品目	紙類、びん類
○登録団体数	83 団体
○助成額	1 kg当たり 3 円
○回収総量	880, 254 kg
○助成金交付額	2, 636, 600 円

【平成25年度予算】

○対象品目	紙類、びん類
○登録団体数	90 団体
○助成額	1 kg当たり 3 円
○回収総量	1, 090, 000kg
○助成金交付額	3, 270 千円

(2) 紙類回収庫の設置による紙類リサイクルの促進

平成16年10月より、市体育館横に紙類回収庫を設置し、市民や事業者が排出するリサイクル可能な古新聞や古雑誌、段ボール、紙パックなどの紙類を無料で受け入れ、対象品目の容器包装廃棄物としてリサイクルすることにより、廃棄物処理量の減量化を進めております。

平成17年度に東地区、山下地区の2ヶ所、平成18年度に黄金地区1ヶ所、平成21年度に長和地区1ヶ所に設置しております。また、大滝地区でも2ヶ所に設置し、今後もリサイクル推進を図ります。

(3) 減量化・資源化等についての審議の推進

市民・事業者の意見や要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めて行くため、市民・事業者・消費者団体等からなる伊達市廃棄物減量等推進審議会を継続させ、推進体制を整備します。

- ・発 足 平成8年7月
- ・審議会組織 委員15名（男性8名、女性7名）
- ・任 期 2年